

その他（制度の履行の促進）  
（関係情報の整理）

# 1 制度の履行の促進について

- ・ 大防法に関して、パンフレットや、各団体の講演会等で周知を図っているところであるが、発注者、施工者等が認識不足であるとの意見が引き続きある。

⇒ 制度の履行は、

- ・ 法に基づく規制の内容について、通知・マニュアル等による具体的な実施方法の明確化や、
- ・ 行政による監視・指導、必要に応じた強制力の行使による履行の担保及び、
- ・ 関係者への普及啓発、関係事業者の業界団体や事業者間での情報共有・確認、周辺住民等へのリスクコミュニケーションの実施等による普及・啓発の取組が、目的に応じて効果的に実施されることにより、促進される。

また、取組を効果的に推進するためには以下の事項が重要。

- ① 建築物の使用から解体までのライフサイクルを踏まえた、関連の制度及び関係者の連携
- ② 大防法による制度の充足だけでなく、関連制度間での連携により、規制効果の向上等を図ること
- ③ 環境省における取組（パンフレット及び各団体の講演会等での石綿飛散防止対策の周知）に加え、関係省庁、自治体や業界団体等と連携した取組による、効果的な普及・啓発の推進

# 1 制度の履行の促進について(続き)

## ①ライフサイクルを踏 まえた関連制度間の 連携

- 建築物のライフサイクルにおける石綿対策
- 大防法と安衛法(石綿則)の連携
- 関係機関による解体等工事の現場の把握の促進
- 作業の質の担保  
(事前調査者の育成・施工技術の確保等)
- 廃棄物の適正処理の確保
- 通常使用時における石綿含有建材の把握

## ②大防法における 制度の充足及 び関連制度間 での連携

- 規制の明確化 ※各論点において検討  
(事前調査、作業が適切に終了したことの確認等)
- 作業基準違反等への対応

## ③普及・啓発の取組

- 周辺住民等へのリスクコミュニケーションの促進
- 関係省庁、自治体や業界団体等と連携した取組  
による効果的な普及・啓発の推進

## 2-1 建築物のライフサイクルにおける石綿対策

- ・ 建築物の使用中には、建築基準法に基づき、吹付け石綿等を使用している既存建築物の所有者等に対し、増改築時等における除去等の対策を義務付けている。
- ・ 建築物等の解体等工事については、工事の規模に応じ、建設業法に基づく業の許可を得た事業者が実施することとされているほか、同法では解体工事業を行う者の資格・施工技術の確保、工期・請負費用を含めた請負契約の適正化等の確保のための制度がある。
- ・ 建築物等の解体等作業時の石綿飛散防止に関連しては、安衛法石綿則に基づく作業員の石綿ばく露防止規制、石綿含有廃棄物の適正処理に関連しては、廃棄物処理法に基づく収集運搬・処分の規制等がある。

### 建築基準法

- ・新築時の吹付け石綿等の使用を禁止しているほか、既存建築物の増改築、大規模修繕・模様替時等に吹付け石綿等の除去等(除去、封じ込め又は囲い込み)を義務付け
- ・一定規模以上の建築物に対する定期報告の中で、吹付け石綿等の有無の項目がある

### 建設業法

- ・建築物等の解体等工事について、建設業法に基づく業の許可を得た事業者(建設業、解体等工事業、等)が実施。
- ・解体工事業を行う者の資格・施工技術の確保、工期・請負費用を含めた請負契約の適正化等を確保。

### 石綿則(安衛法)

労働者の健康障害防止対策のため、建築物の解体等の作業における石綿対策を事業者(作業実施者)に対して義務付け

- ・石綿含有建材(レベル1～3相当)の事前調査、結果の掲示、作業計画の作成
- ・特定の建材(レベル1及び2相当)の除去作業等の場合には労働基準監督署に対し事前に届出
- ・石綿含有建材(レベル1～3相当)の種類や作業内容に応じ隔離・立入禁止、湿潤化・呼吸用保護具、作業場所内の粉じん処理等の基準の遵守、作業の記録、保存 等

### 廃棄物処理法 等

○廃棄物処理法では、廃棄物の適正処理の観点から、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している廃棄物について、廃石綿等(特別管理産業廃棄物)又は石綿含有産業廃棄物(産業廃棄物)として、飛散防止措置、埋立処分、溶融・無害化処理等の処理基準を定めている。

○建設リサイクル法では、分別解体等の適正な実施を確保するため、発注者等による事前届出、対象建設工事の施工前の措置(事前措置)として石綿等の付着物等の除去を義務付け。

## 2-1 建築物のライフサイクルにおける石綿対策(続き)

|        |          | 建築物<br>使用中                                | 解体等<br>工事                                                                                                                          | ・建設業法に基づく業の許可<br>・解体工事を行う者の資格・施工技術の確保、工期・請負費用を含め請負契約の適正化等　＜建設業法＞         |                                                                                                                               | 廃棄物<br>処理                                                                |                                               |
|--------|----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|        |          | プロセス                                      |                                                                                                                                    |                                                                          |                                                                                                                               |                                                                          |                                               |
| 遵守事項   |          | ・吹付け石綿等を使用している既存建築物の増改築時の石綿除去等<br>＜建築基準法＞ | ・解体等工事の前の石綿含有建材の有無の調査（事前調査）<br><br>＜安衛法<br>・大防法＞<br><br>（※）大防法はレベル3建材への拡大を検討中<br><br>（※）廃棄物処理法及び建設リサイクル法でも、制度遵守のため一定の石綿含有建材の把握が必要。 | ・事前調査結果の概要の届出等<br><br>＜安衛法<br>・大防法＞<br><br>（※）一定規模以上の解体等工事を対象に制度の創設を検討中。 | ・除去等作業の届出<br><br>＜安衛法<br>・大防法＞<br><br>（※）対象とする建材について検討中。<br><br>（※）建設リサイクル法でも、分別解体等実施義務の対象工事に係る届出制度があり、吹付け石綿等一部の石綿含有建材の把握が必要。 | ・石綿含有建材の除去等作業中の作業基準の遵守<br><br>＜安衛法<br>・大防法＞<br><br>（※）大防法はレベル3建材への拡大を検討中 | ・除去された石綿を含有する廃棄物に係る特別な処理基準の遵守<br><br>＜廃棄物処理法＞ |
|        | 発注者・所有者  | ○                                         |                                                                                                                                    |                                                                          | ○                                                                                                                             |                                                                          |                                               |
|        | 受注者・施工者  |                                           | ○                                                                                                                                  | （○）<br>検討中                                                               | ○                                                                                                                             | ○                                                                        | ○                                             |
|        | 廃棄物処理業者等 |                                           |                                                                                                                                    |                                                                          |                                                                                                                               |                                                                          | ○                                             |
| 責任を負う者 |          |                                           |                                                                                                                                    |                                                                          |                                                                                                                               |                                                                          |                                               |

(注)新規の石綿含有建材の使用は建築基準法、労働安全衛生法で禁止

## 2-2 大防法と安衛法（石綿則）の連携

- ・ 大防法及び安衛法（石綿則）では、法目的が異なるものの、建築物等の解体等作業に伴う石綿対策として、実質的に多くの点で類似する規制が行われており、現場においては両法が一体的に遵守される方法により作業が行われている。
- ・ 法目的の違いから、必要とされる規制の内容に異なる部分があるが、規制内容への理解の促進・法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等を図る観点から、建築物等の解体等作業の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、可能な場合には規制内容を統一していくことが望ましい。

### <連携を検討していく内容の例>

#### ○事前調査

- ・ 事前調査の方法の統一化、事前調査マニュアルの一本化
- ・ 事前調査の実施者の要件の統一化
- ・ 共通の電子システムを通じた事前調査の結果の届出等での解体等工事現場の把握
- ・ 事前調査の結果の記録の保存、解体等工事の現場への備付け方法の統一化

#### ○行政への届出内容

- ・ 共通の電子システムを通じた事前調査の結果の届出等での解体等工事現場の把握【再掲】
- ・ 作業実施届の対象・内容

#### ○作業基準の遵守

- ・ 作業計画の策定の義務付け
- ・ 作業基準の統一化、作業マニュアルの一本化
- ・ 作業等に係る記録の保存の方法の統一化

#### ○行政の監視・指導

- ・ 都道府県等大防法担当部局と労働基準監督署との連携した対応

等

## 2-3 関係機関による解体等工事の現場の把握の促進

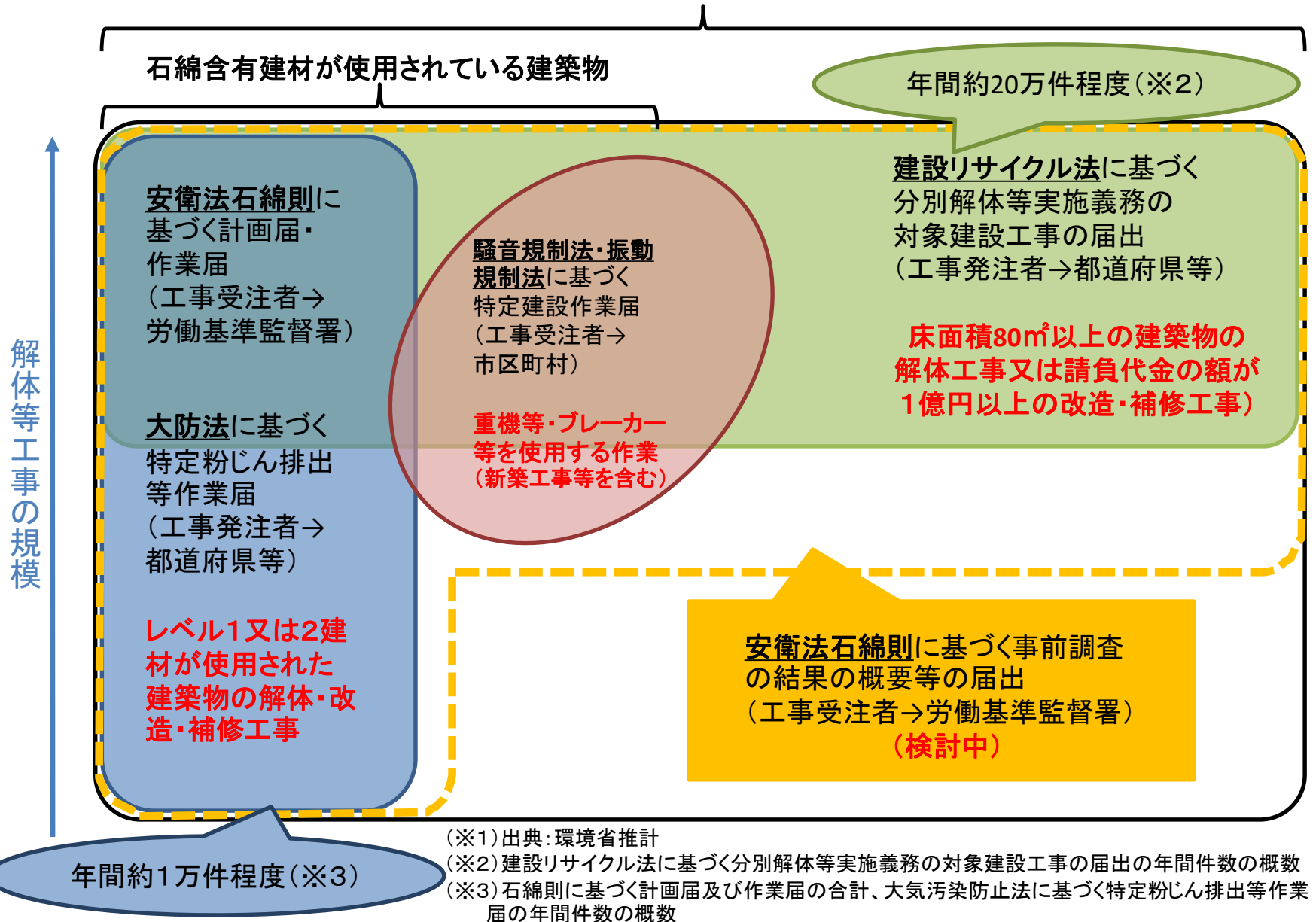
- ・ 労働安全衛生法、建設リサイクル法等に基づき、それぞれ労働基準監督署、都道府県等担当部局（以下「関係機関」という。）等が把握している届出情報は、大防法に基づく届出の対象になり得る解体等工事を把握する端緒となるため、関係機関間の情報共有を促進している。
- ・ 環境省では、都道府県等に対して、大防法の規定に基づき、こうした届出情報の共有が可能である旨を周知している。
- ・ 一方、各法律は、それぞれ法の目的に応じて、一定の条件に該当する解体等工事について届出対象としており、解体等工事の全てが把握されているわけではない。
- ・ 労働安全衛生法の石綿則では、新たに一定の規模等以上の建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果の概要等について、石綿含有建材の有無にかかわらず電子届出により労働基準監督署に届け出させる仕組みの創設を検討しており、行政による解体等工事現場の把握・情報共有の仕組みとして、更に有用なものとなりうる。

### ○解体等工事の現場の把握につながる主な届出制度等の概要

- ✓ 建設リサイクル法では、床面積80㎡以上の建築物の解体工事又は請負代金の額が1億円以上の改造・補修工事について、分別解体等実施義務の対象建設工事として届出させている。
- ✓ 労働安全衛生法・石綿則や、大防法では、レベル1建材又はレベル2建材の除去等を伴う解体等工事について、当該除去等の作業の計画に係る届出をさせている。
- ✓ 騒音規制法・振動規制法では、それぞれ重機等を使用する作業やブレーカー等を使用する作業（特定建設作業。新築工事等の場合を含む。）について届出をさせている。

## 2-3 関係機関による解体等工事の現場の把握の促進(続き)

解体・改造・補修工事の全体数推計(年間約73万～188万件(※1))



## 2-3 関係機関による解体等工事の現場の把握の促進 (都道府県等による制度の運営における連携)

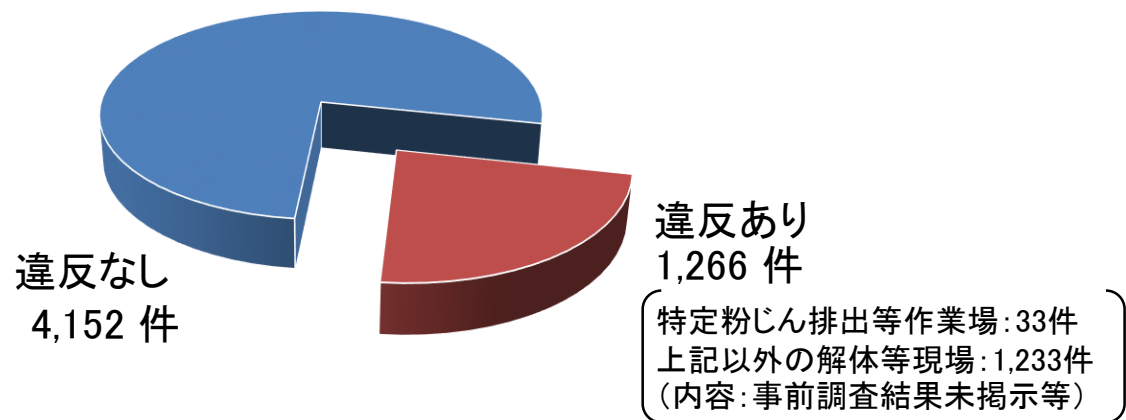
- ・ 石綿飛散防止対策とは直接の関連はないものの、建築物の解体等現場において遵守すべき法令として、例えば騒音規制法・振動規制法に基づく規制・届出、フロン法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収、家電リサイクル法に基づく家電4品目の回収がある。
- ・ 都道府県等が、建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールと連携し、建築物の解体工事現場等における石綿の飛散防止など大防法の遵守状況の確認及び適切な指導等を行っており、こうした取組は引き続き有効。

### 【全国一斉パトロール】

#### ＜立入検査主体＞

- ・ 都道府県等建設行政部局
- ・ 都道府県等廃棄物行政部局
- ・ 都道府県等大気環境行政部局
- ・ 都道府県等フロン排出抑制行政部局
- ・ 労働基準監督署

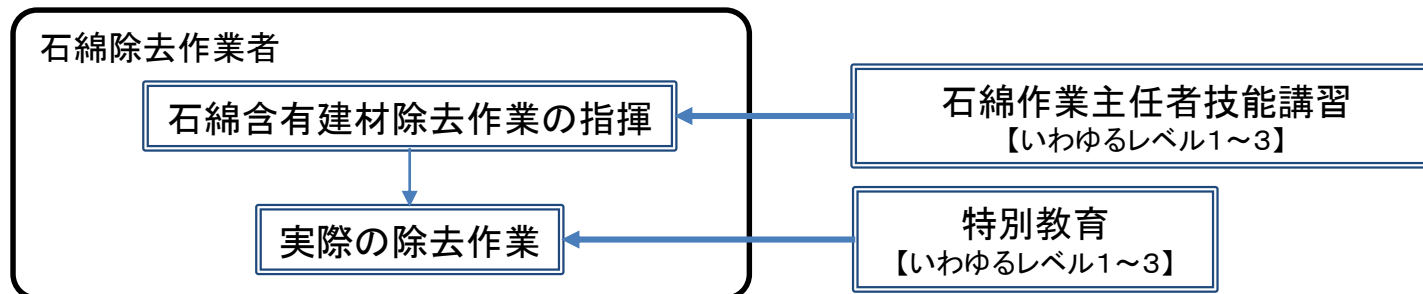
#### ＜調査結果(大気環境行政部局)＞



平成30年度全国一斉パトロールの調査結果

## 2-4 作業の質の担保 (事前調査者の育成・施工技術の確保など)

- ・ 建築物の通常使用状態における石綿含有建材の調査者や、大防法・石綿則に基づき建築物の解体等作業の前に行われる石綿含有建材の使用状況の調査を行う者について、国交省、厚労省、環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして建築物石綿含有建材調査者講習登録制度ができた。
- ・ 厚生労働省において、木造戸建てに特化した内容の「石綿作業主任者などに対する講習制度」を設けることを検討している。
- ・ 建設業法では、解体業を行う者の資格、施工技術の確保、請負契約の適正化に関する制度がある。  
また、解体工事業を営む許可を得るため解体工事業の技術者が受ける講習、監理技術者が5年に1度受講することを義務づけられている講習において大防法、石綿則による石綿飛散防止対策が盛り込まれている。
- ・ 石綿除去作業においては、関係法令において作業の質を担保するための各種講習等が設けられている。



## 2-5 廃棄物の適正処理の確保

- ・ 廃棄物処理法では、石綿含有廃棄物等について、「廃石綿等」及び「石綿含有廃棄物」と定義し、分別排出、飛散防止のための湿潤化・こん包等の措置を求める等、特別な処理基準を設けている。
- ・ また、廃棄物の排出事業者は、処理の委託時にマニフェストを交付し、処理業者から処理が終了した旨の報告を受けることで廃棄物が処理されたことを確認している。

|      | 廃石綿等                                                                                                                                                                                                                                              | 石綿含有廃棄物                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | いわゆるレベル1及び2建材に相当する建材、並びにそれらの除去作業に伴い発生した石綿が付着しているおそれのある廃棄物に相当（隔離シート、フィルタ、保護衣、等）                                                                                                                                                                    | 廃石綿等以外の廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。                                                                                                                                                                                                    |
| 分類   | 特別管理産業廃棄物                                                                                                                                                                                                                                         | 一般廃棄物／産業廃棄物                                                                                                                                                                                                                               |
| 主な基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出</li> <li>・生活環境保全上支障のないよう保管</li> <li>・湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等、飛散防止のため必要な措置を講ずる。<br/>（例：薬剤で安定化させた上で、耐水性の材料で二重にこん包する 等）</li> <li>・運搬時に他の廃棄物と区別、飛散・流出防止</li> <li>・固型化・管理型最終処分場への埋立て又は溶融、無害化処理 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出</li> <li>・生活環境保全上支障のないよう保管</li> <li>・二重袋に入れる／覆いを設ける、こん包する等飛散防止のため必要な措置を講ずる。<br/>（例：荷重により変形・破断しないよう積み重ねる、飛散防止のためシートかけ・袋詰め等行う等）</li> <li>・運搬時に他の廃棄物と区別、飛散・流出防止</li> <li>・溶融、無害化処理 等</li> </ul> |
| その他  | 処理委託する際のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付（種類・数量・荷姿等を記載）                                                                                                                                                                                                         | 処理委託する際のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付（種類・数量・荷姿等を記載）                                                                                                                                                                                                 |

## 2-6 通常使用時における石綿使用状況の把握

- ・ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、環境省が策定する「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」において、都道府県等に対し、平常時からの建築物等における石綿使用状況の把握(※)や、災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等の中で、あらかじめ計画を策定しておくことを求めている。
- ・ この際、地方公共団体において既存建築物への吹付け石綿等の使用状況の調査により得られた情報が活用できる可能性がある。

(※)

- 建築物等の倒壊・損壊により露出した場合に、石綿飛散のおそれがある吹付け石綿(レベル1建材)について情報把握すること、また可能な限り石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(レベル2建材)についても情報把握することが望ましいとしている。
- 地方公共団体においては、アスベスト調査台帳の整備が進められており、災害時における倒壊建築物等からの石綿飛散防止対策に活用できる可能性がある。

＜都道府県等＞

- ・アスベスト調査台帳の整備
- ・地域防災計画・災害廃棄物処理計画等の整備
- ・災害発生時の応急対応、環境モニタリング 等



＜建築物の所有者等＞

- ・既存建築物への吹付け石綿等の使用状況の把握
- ・解体等工事の発注・費用負担 等

### 3-1 作業基準違反等への対応 (大気汚染防止法改正後の都道府県等による行政処分件数)

- 平成25年改正後の計画変更命令数並びに命令違反及び届出違反の告発件数は0件のまま推移している。
- 要因としては、以下が考えられる。
  - 届出がない場合に、発注者自身に落ち度があるのか、事前調査結果を発注者に説明する義務を有する受注者に落ち度があるのか、判断しづらい
  - 解体等工事は短期間で終了すること多いところ、行政が作業基準違反を把握する前に工事が終了する場合がある

|           | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画変更命令数   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 作業基準適合命令数 | 0      | 1      | 3      | 1      | 3      |
| 一時停止命令数   | 0      | 0      | 4      | 1      | 4      |
| 命令違反告発数   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 届出違反告発数   | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      |

改正大防法施行

(現行制度の下での罰則)

- ①発注者が特定粉じん排出等作業の実施の届出義務に違反した場合  
→**罰則(3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)**
- ②都道府県知事等から発注者に対し、届出された特定粉じん排出等作業に係る計画変更命令  
→命令に従わない場合、**罰則(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)**
- ③特定粉じん排出等作業の施工者が作業基準遵守義務に違反した場合  
→都道府県知事等から施工者に対し、作業基準適合命令・作業の一時停止命令  
→命令に従わない場合、**罰則(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)**

## 3-2作業基準違反等への対応 (石綿則違反による最近の送検事例)

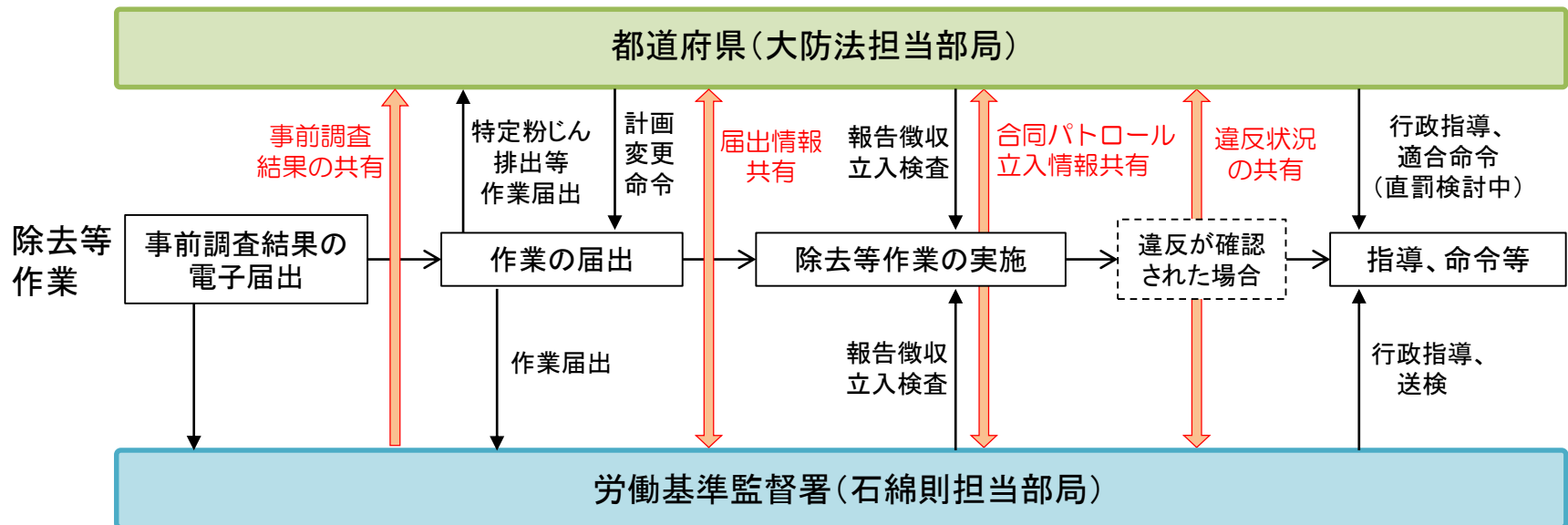
- ・ 安衛法石綿則違反のうち、大防法の作業基準違反に相当する内容については、主に安衛法第22条違反として、直接の罰則規定が設けられている。
- ・ 労働基準監督署(※)は、安衛法石綿則の違反に関し、年に数件程度の送検を行っている。

(※)都道府県等の大防法担当部局には警察権はないため、都道府県警察に「告発」をし、都道府県警察が送検等の検討を行うこととなる。一方、労働基準監督署は警察権を有しているため、自ら送検の判断を行うことができる。

|     | 公表日       | 違反条項                       | 違反内容                                          | 対応                               |
|-----|-----------|----------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------|
| A工業 | H30.7.10  | 労働安全衛生法第22条<br>石綿障害予防規則第6条 | ビル解体工事において、吹き付けられた石綿を除去する作業場所を隔離せずに解体作業を行ったもの | H30.7.10送検<br>H30.11.26不起訴       |
| B建設 | H29.10.20 | 労働安全衛生法第22条<br>石綿障害予防規則第3条 | 石綿の有無を事前調査することなく、建築物の解体作業を行わせたもの              | H29.10.20送検                      |
| C興産 | H29.7.20  | 労働安全衛生法第22条<br>石綿障害予防規則第3条 | 石綿の有無を事前調査することなく建物の解体作業を行わせたもの                | H29.7.20送検<br>H29.12.13不起訴(起訴猶予) |

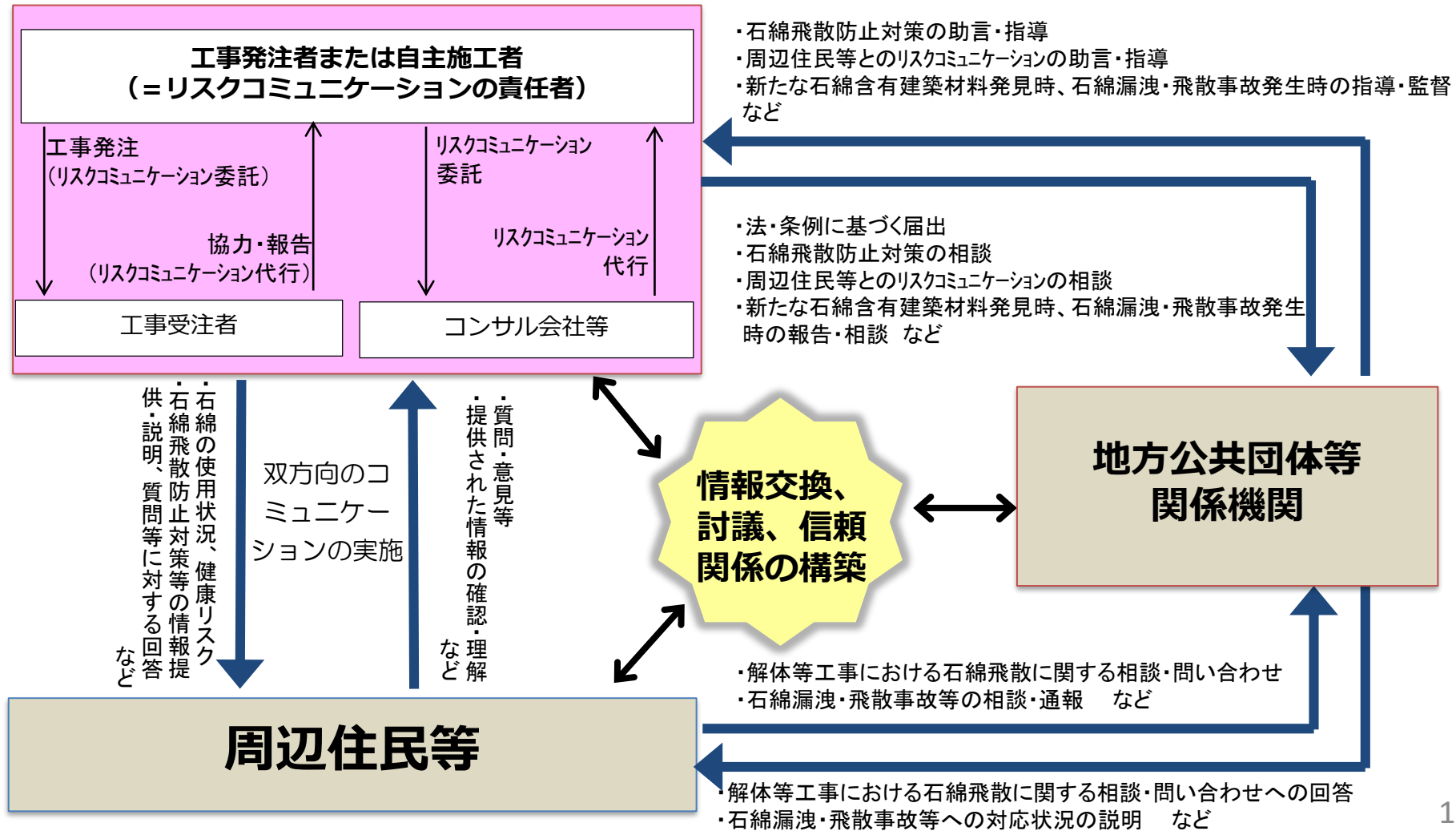
### 3-3 作業基準違反等への対応 (大防法と石綿則の連携)

- ・ 現行の大防法に基づく特定粉じん排出等作業に係る作業基準に違反する行為については、多くの場合、安衛法石綿則にも違反することとなる。
- ・ 大防法と石綿則の規制内容をより近づけていくことで、個々の事例について、同時に双方の法令に違反する場面がより増加することから、作業基準違反等の不適正事案への対応において、都道府県等大防法担当部局と労働基準監督署との現場での情報共有・連携を、より一層深めていくことが重要。また、解体等工事の現場が数多く存在する中で、限られた行政リソースにより効率的に不適正事案を確知し、また未然防止するためには、連携は必須。



## 4-1 周辺住民等へのリスクコミュニケーション

- ・ 事業者、周辺住民、地方公共団体等関係者間の情報交換等を通じた信頼関係の構築は、制度の履行促進に当たって極めて重要。
- ・ 環境省では、リスクコミュニケーションを進めるに当たっての基本的な考え方や手順を解説したガイドラインを平成29年4月に発出。



## 4-2 関係省庁、自治体や業界団体等と連携した取組による効果的な普及・啓発の推進(関係者の整理)

- ・ 建築物のライフサイクルにおける石綿対策について普及・啓発が必要であると考えられる、建築物等の所有者、解体・改修業者等関係者について整理した。

### <建築物等の解体・改修に係る関係業界>

#### 建築物等所有者

- ・ 店舗・オフィス、住居、工場、ホテル・旅館等の建築物等を所有して事業を行っている業界
- ・ 公共建築物を所有する行政機関
- ・ 住居等を所有する個人

#### 関係業界

- ・ 不動産業界
- ・ 建築物等の維持、管理に係る業界
- ・ 石綿の調査等に係る業界

#### 解体・改修業者

##### 建設業法の許可業者

以下の工事を行う事業者は建設業法の許可が必要となる。

- ・ 1,500万円以上の建築一式工事  
又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事
- ・ 500万円以上の上記以外の建設工事

建築業法の許可は29業種に分かれており、許可業者数の合計は約152万である(平成30年度末時点、複数業種の許可をうけている場合もあり)。うち、建築一式工事の許可業者数は約15万社、塗装工事の許可業者数は約6万社、内装仕上工事の許可業者数は約7万5千社、解体工事の許可業者数は約3万社である。

概ね業種ごとに複数の業界団体が組織されている。

##### 建設リサイクル法の登録業者(解体工事業業者)

建設業法の許可を取得せずに500万円未満の解体工事を行う業者

登録業者数は11,245社(平成29年度末時点)

登録業者の団体等は組織されていない。

##### その他の業者

500万円未満の解体工事以外の工事(改修工事等)を行う業者

国土交通省や自治体の住宅リフォーム事業者団体登録制度等に登録している場合もある。(建設業法の許可業者がこれらの登録をしている場合もある。)